

令和6年能登半島地震における被災者支援について

この度の令和6年能登半島地震によって犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。また、被災地域の皆様の安全と、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

本市では、被災地に対する支援を行ってまいります。

古賀市では、令和6年能登半島地震による被災者への支援措置について、次のとおり実施します。

1 被災者の生活確保について

【市営住宅等の支援】 ■市営住宅の提供

市営住宅の種類	間取り
市営住宅①	3DK（6畳×2、4.5畳） 4階
市営住宅②	3DK（6畳×2、4.5畳） 2階

※罹災証明が必要です（収入基準は求めません） ※駐車場は要相談

※入居は最長1年間です

※家賃、敷金は免除です

【老人ホーム入所の支援】

民間の特別養護老人ホーム、グループホームへの入所相談をお受けします。

【生活等の支援】

能登半島地震で被災され、古賀市指定の住宅に入居された人（世帯）に対して、以下の支援を行います。

(1) 生活支援金の支給	世帯あたり5万円+世帯員1人あたり1万円を支給します
(2) サポート体制	市保健師による健康相談及びCSW（コミュニティソーシャルワーカー）による生活相談を行います

(3) 乳幼児健康診査等	古賀市の住民と同様のサービスを提供します
(4) 家具、生活用品	寝具等必要な物品を支援します

【就学の支援】

円滑な受け入れに向けて、寄り添った支援を行います。

- (1) 幼稚園・保育園・こども園の支援
- (2) 小・中学校の支援

【就労の支援】

就労を希望される方に対し、古賀市無料職業紹介所を案内するなど就労斡旋支援を行います。

このページに関するお問い合わせ

古賀市福祉課 福祉相談係

〒811-3116 古賀市庄205番地

TEL 092-942-1156 FAX 092-942-1154